平成２２年（フ）第５２号
長崎県松浦市御厨町上登木免415番地10
債務者　岩本ユキヱ
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第２３８号
静岡県富士宮市ひばりが丘445番地、前住所静岡県富士宮市小泉2153番地の９、前々住所静岡県富士宮市大岩328番地の１、前々々住所静岡県富士宮市野中町747番地
債務者　鈴木　崇之
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２４４号
静岡県富士市今泉3739番地の13
債務者　栗原　美香
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２７１号
静岡県富士市大淵617番地の40、前住所静岡県富士市石坂387番地の９ペガサス広見Ｂ―１
債務者　梅原　麻里（旧姓錦織）
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第５３９号
青森市大字大野字鳴滝92番地11　なるたき荘８号
債務者　千島　尚人
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５４１号
青森市浪館前田４丁目11番８号
債務者　山内　孝子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８５号
栃木県栃木市箱森町26番11―14号、従前の住所栃木県栃木市湊町２番５号　プレタメゾン301
債務者　漆坂　礼子（旧姓安形）
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第６２５号
川崎市麻生区はるひ野４丁目５番１―315号
債務者　小林　　龍
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１８６３０号
東京都渋谷区本町５丁目１―17―102
債務者　澁谷　敦司
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７４２号
埼玉県熊谷市中央２丁目84―102
債務者　石川　和弘
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７４９号
東京都板橋区西台３丁目10―３―102
債務者　南條　紀子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７５２号
東京都杉並区井草５丁目９―５
債務者　岡島美沙子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７５３号
東京都中野区大和町１丁目49―４
債務者　笠間　鉄也
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７９７号
東京都江東区永代２丁目37―24
債務者　兒玉起源太
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８８２４号
東京都板橋区熊野町29―８―201
債務者　山元　純一
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部